

北淡路土地改良区 農地借受事業者募集・選定事業実施要綱

1 事業目的

この事業は、北淡路地区における農業生産の拡大に向け、農地借受事業者として、より生産性の高い農業を実践する事業者を選定するために実施するものであり、公募型プロポーザル方式により広く事業者を募集し、公平性及び透明性を確保しつつ、選定を行う。

2 事業実施主体

北淡路土地改良区が区域内の農地の利用調整活動として、当該農地の地権者から付託を受けて実施するものである。

また、淡路市及び淡路県民局は本事業に係る事務を支援する。

3 事業内容

プロポーザル実施要領を定め、これに基づき、農地の借受を希望する事業者を広く地域内外から募集し、提出された営農計画の内容や事業者の能力、意欲等を総合的に評価し、優秀な事業者を借受事業者として選定する。

4 事業対象農地等

国営土地改良事業により造成された北淡路土地改良区の区域内の農地を対象とし、団地単位を基本に事業者の募集・選定を行うこととする。

5 事業実施スケジュール

令和10年度末（令和3年度からの8年間）までに未利用農地のすべてが事業者等へ借受されることを目指して、団地を基本単位とした農地借受事業者の募集・選定を連続的、並行的に実施する。

なお、事業を効果的に実施するため、事業実施のスケジュールを作成し、これにより事務を進めるものとする。

6 事業者募集・選定の基本的な方針

(1) 事業者募集団地の選定

農地を企業等参入事業者へ貸し付けることについて、農地所有者等の合意が得られた団地から順に事業者の募集を行う。

(2) 農地整備実施の前提条件

農地の条件が現状のままでは耕種農業での借受が困難である、又は区画形状の変更や道水路の改良等、農地整備を行うことにより、より生産性の高い農業の実現が見込まれると判断される団地は、農地整備の実施を事業者募集の前提条件とし、事業者を選定した後、選定された事業者の営農計画の実現に必要な整備を行うこととする。

一方、現状のままでも生産性の高い農業の実現が見込まれると判断される団地は、農地整備の実施を募集の前提条件としない。しかし、この条件で事業者を選定できなかった場合は、農地整備の実施を前提条件として事業者の募集を行う。

なお、農地整備の実施を前提条件とする場合、農地整備事業の制度上、高収益作物の生産が要件となることから、農業の種目を耕種農業に限定して募集する。

(3) 企画審査における評価のポイント

本地区における基幹的な農業水利施設を農林水産省の事業により計画的に更新し

ていくためには、本地区における農業生産（農業所得額）が施設更新費用に見合う水準にあること、未利用農地の解消が計画されていること、高収益作物への転換が行われていることの3点が求められるところであることから、農業所得及び借受希望面積の規模を評価の重要ポイントとする。

また、先導的な取組を推進するため、施設園芸やスマート農業、6次産業化、島内企業との新たな取引、観光集客を見越した計画等を評価の加算ポイントとする。

なお、地域振興を図る観点から、応募時点において淡路市内で認定農業者としての事業実績がある事業者を評価するものとする。

(4) 農地利用権の設定および農地整備計画の策定

選定された事業者の農地借受については、農地中間管理事業による利用権設定を基本とする。

また、農地整備の実施を前提とした団地にあつては、選定された事業者のニーズに即して必要な農地等の改良を行うため、選定された事業者の参画のもとで、農地整備事業の計画を策定する。